令和８年（フ）第５３８号
静岡市葵区古庄３丁目29番21号　パロンしらい202
債務者　鹿島恵美子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６号
静岡県富士宮市小泉1393番地の１　メゾンミツムロＦ201
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６３号
静岡県富士市入山瀬775番地の10、住民票上の住所静岡県富士市大淵4000番地の８
債務者　長谷川　耕一
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７８号
静岡県富士市厚原265番地の５　小林アパート102号、前住所静岡県富士市下横割65番地の１　ラポール横割304号
債務者　黒木　俊彦
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８０号
静岡県富士市富士見台７丁目４番地の６
債務者　白山　美由紀
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０８号
兵庫県川西市東多田３丁目13番19号　103
債務者　蒲生　　浩
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市四郷町本郷235番地２
債務者　吉田　雅也
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３７号
兵庫県高砂市米田団地16番408号
債務者　黒田　隆志
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７３号
兵庫県姫路市北今宿３丁目16番58号、住民票上の住所兵庫県姫路市西延末113番地５　ネオハイツ姫路手柄公園501
債務者　田渕　拓馬
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４８４号
兵庫県赤穂市山手町８番地18　南ハイツ102、従前の住所兵庫県赤穂市北野中171番地ラッフィナート・リアンＡ102
債務者　西村　　進
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９０号
兵庫県姫路市大津区天満1594番地１　グリューネ天満　102号室
債務者　菊井　　遥
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９５号
兵庫県加古川市尾上町養田183番地の37
債務者　原田　真人
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５００号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地平岡団地22―201号
債務者　髙山　　匠
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第９１号
奈良市平松二丁目２番６―201号
債務者　杉本　初江
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７１号
奈良県生駒郡三郷町勢野東６丁目３番９―203号
債務者　上杉ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５１号
奈良市南京終町四丁目359番地の１　レオパレスナカノ103号
債務者　細川　博一
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３４号
奈良県香芝市穴虫202番地９
債務者　松田　典子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係